

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十一年八月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人尾道空き家再生プロジェクト</p>	<p>豊田 雅子</p>	<p>広島県尾道市三軒家町三番二二二号</p>	<p>この法人は、空き家の再生や空き家バンクの活性化事業などを通して、古い町並みや景観の保全、移住者・定住者の促進による町の活性化、そして、新たな文化・ネットワーク・コミュニティの構築を目的とする。</p>	<p>・事業の変更 ・役員の定数の変更</p>	<p>平成二十一年七月一七日</p>
<p>特定非営利活動法人善菊会</p>	<p>坂田 尚也</p>	<p>広島県三次市三和町羽出庭三〇二二番地</p>	<p>この法人は、高等学校（高等専門学校を含む）専門学校、大学への修学が経済的な理由で困難な者に対して教育奨学金を助成する事業、社会教育・産業振興上特に有益な研修に対する奨励奨学金の助成事業、及びまちづくり活動、環境保全活動、福祉の増進に関する活動、文化・芸術・スポーツの振興を図る活動に対する助成事業を行い、子どもの健全育成、環境保全、福祉の増進、まちづくりの推進等に寄与することを目的とする。</p>	<p>・目的の変更 ・事業の変更 ・役員の定数の変更 ・副理事長の職務の変更 ・資産の区分の追加 ・会計の区分の追加</p>	<p>平成二十一年七月二七日</p>